

なかとんべつ 町議会だより

Volume

160

平成20年7月25日発行



ふるさと探検隊 今年は釣りに挑戦だ！ ヤマメとウグイが釣れました

中頓別町ふるさと応援寄附制度はじまる
教育委員減員四名に

第2回定例会議決結果一覧	3
私たちの一般質問	4
専決処分された条例・補正予算	10
議決された条例・補正予算	12
請願・意見書	14
所管事務調査報告	16
議員だより～私の思い～	18
議員研修会レポート	19
議会の動き・あとがき	20

発行 中頓別町議会
編集 議会広報編集特別委員会
お問合せ／北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
tel (01634) 6-2244 (直通) / fax 6-1155

後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める 意見書を全会一致で議決

教育長非常勤化に関する調査を識者に依頼！



第2回 定例会

受け継がないか!? 山村留学
グループホーム整備計画の見直しを！
教育長の公募制など5議員が一般質問

第2回定例会が6月19日から20日まで2日間の会期で開かれました。

初日の行政報告で野邑町長は、南宗谷消防組合中頓別支署の救急救命士の資格取得者が1名増え4名体制となり、高度な救急医療サービスを提供できるようになったこと、天北厚生園のグループホーム整備に日本財団から930万円の補助金が内定したことを報告。

一般質問では、後期高齢者医療制度への対応や行財政改革の一環として教育長を非常勤できないかなど、5名の議員が行政側の姿勢を質（ただ）しました。

町長から提案された教育委員の数を5名から4名に減らす「教育委員会委員定数条例」など、9件の議案はいずれも可決されましたが、出身地などに寄附をすると一定の税額控除を受けられる「ふるさと応援寄附条例」は、いきいきふるさと常任委員会に付託して慎重に審査が行なわれました。

請願では、地元校長会などから提出された「実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める請願」を全会一致で採択。

「後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書」、「郵政民営化見直しを求める意見書」など、5件の意見書が最終日に発議され可決されました。

第2回定例会で 決まりました



議決結果の一覧

※ は可決（採択）、 は継続審査

- 専決処分
 - 承認第1号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算（3月31日専決）
 - 承認第2号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算（3月31日専決）
 - 承認第3号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算（3月31日専決）
 - 承認第4号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算（3月31日専決）
 - 承認第5号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例（一部改正・3月31日専決）
 - 承認第6号 中頓別町税条例（一部改正・4月30日専決）
 - 承認第7号 中頓別町国民健康保険税条例（一部改正・4月30日専決）
 - 承認第8号 中頓別町手数料徴収条例（一部改正・4月30日専決）
- 農業委員の推薦
 - 請願第1号 実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める請願
 - 議案第2号 中頓別町ふるさと応援寄附条例（新規・常任委員会付託）
 - 議案第1号 中頓別町教育委員会委員定数条例（新規）
 - 議案第3号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例（一部改正）
 - 議案第4号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（一部改正）
 - 議案第5号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算
 - 議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 議案第7号 平成20年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
 - 議案第8号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
 - 議案第9号 平成20年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
 - 発議第1号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書
 - 発議第2号 郵政民営化見直しを求める意見書
 - 発議第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
 - 発議第4号 実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める意見書
 - 発議第5号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書
 - 教育長のあり方等に関する調査を依頼する件

農業委員会委員（学識経験者）に石井雄一さんを推薦

農業委員会は、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整などにあたることを主な役割とする行政委員会です。

委員の任期は3年で、選挙による委員と農協や農業共済組合、議会の選任による委員（学識経験者）で構成されています。

任期満了（7月19日）にあたり、議会では、石井雄一さん（字豊平・60歳）を推薦（再選）しました。

教育長のあり方等に関する調査を依頼する件

平成18年に地方自治法が改正され、議会は、大学教授など、外部の専門家（専門的知見）に法律解釈などの研究調査を依頼できるようになりました。

行財政改革の一環として、教育長の非常勤化等の調査を千葉大学法経学部・新藤宗幸（しんどう・むねゆき）教授（行政学）に依頼しました。



後期高齢者の健診は無料に！

本多夕紀江

ここが聞きたい、知りたい

私たちの一般質問

第2回定例会では、行財政改革への取り組み姿勢や後期高齢者医療制度の問題点などをめぐり、5名の議員が一般質問を行いました。

問 後期高齢者医療制度は廃止を

後期高齢者医療制度は、医療費削減を目的にしたもので、高齢者に苛酷な負担を押しつけ、医療内容を差別・制限している。

地方議会でも中止や見直しの決議が相次いでおり、次の点について当町の状況と所信を伺う。

①被保険者数をはじめ、保険料徴収、保険証送付、問合せ件数や内容等の状況。

②後期高齢者にだけ適用される診療報酬、①後期高齢者診療料（月6千円包括払い）、②後期高齢者退院調整加算、③後期高齢者終末期相談支援料、かかりつけ（担当）医制度を国保病院では導入しているか。導入予定はあるか。

③特定健診について、①75歳以上は、健診項目も少なく、血圧、糖尿、コレステロールの薬を使用している人が対象外となることをどう思うか。②従来の基本健診では、75歳以上無料だったが、今後は300円の負担となる。無料にすべきではないか。③受診率の低い自治体には、支援金での罰則があるが、国の示す基準を超える見直しはあるのか。④制度導入にあたり電算システム改修費が莫大である。かかった費用と財源内訳（町負担等）を伺う。また、改修費については国の責任とするべき。

答 奥村保健福祉課長

①6月1日現在、被保険者数及び保険者証送付件数は381人、保険料仮特別徴収者数287人である。また、問合せ件数は、保険者証の紛失及び保険料の徴収方法に関し10件、保険料の算定方法及び軽減措置に関し12件あった。

②75歳以上に限らず特定健診等の主たる目的は、生活習慣病を早期に発見することであり、既に受診中の方は、医療の一環として必要な保健指導が行われるため対象外としている。③老人保健法に基づく全住民を対象とする基本検診がなくなり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上は北海道広域連合が健康診査を行い、受診者は健診単価の1割を負担することになった。町としては、受診者負担に対する助成は考えていない。④国では、平成24年までに健康診査の実施率65%、特定保健指導の実施率45%、メタボリックシンドロームの予備群の減少率10%を目標に定めており、この目標値に達しない場合は、国保会計における後期高齢者支援金の額を加算すると言っている。平成19年度の国保被保険者における基本健診受診率は約34%であり、目標値に達するよう取り組んでいく。

答 青木国保病院事務長

②①から③の診療報酬のいずれも算定していない。また、現時点では課題も多いため、今後も算定する予定はない。

答 野邑町長

④後期高齢者医療制度に係るシステム導入及び改修に係る事業費は1千4百97万4千円で、うち国庫補助金が5百49万1千円、町負担分9百48万3千円である。町村会で見直し・充実を国に要請。今後も働きかけていく。

国保税の年金天引き誰のため!?

本多夕紀江

問 国保税の年金天引き実施について

10月から65歳以上の方の国保税年金天引きが3月に決まったが、住民の間ではあまり知られていない。65歳からは、介護保険料が年金天引きとなることに加え、後期高齢者医療保険料の年金天引きも4月からはじまり、年金生活者は大変な衝撃を受けている。すべての人がいずれ65歳、75歳になる。そこで次の点について伺う。

①年金天引きの対象となる人、ならない人は、どのような場合か。また、対象となる世帯数、人数について伺う。

②実施日まで日にちがあまりないが、住民には、いつ、どのような方法で知らせ、説明する計画か。

③元々、中頓別の収納率は平成17、18年度それぞれ98・8%、99・1%と全道的に見ても高い。国保税の年金天引きで、収納率の向上や事務の効率化は期待できるのか。

答 奥村保健福祉課長

①国保税の特別徴収対象者は、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、年額18万以上の年金を受給し、国保税と介護保険料の合算額が年金の2分の1を超えていない方で、さらに介護保険料が特別徴収されている場合に対象となる。また、対象となる世帯数及び人数については、今年度の国保税が確定し、介護保険料と合算して、特別徴収の対象となるか判断することから、確定するのは7月下旬ころになる。

②6月下旬及び9月下旬に旬報で住民周知する予定である。なお、特別徴収となるかどうかの判定は7月下旬ころであり、該当者に対しては、個別に通知することになる。

③現在、国保に加入世帯のうち全員が65歳以上75歳未満の世帯は110世帯で、うち71世帯の方が金融機関及び役場出納室で国保税を納付していただいている。このことから、納税者の利便性と収納率の向上及び事務の効率化が期待できると考えている。



白熱の論戦！ 傍聴しました

議会は、町民の暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

第2回定例会の初日、上駒婦人学級から7名のみなさんが議場を訪れ、教育長非常勤化に関する一般質問を中心に議員と首長側の論戦に耳を傾けました。

傍聴手続きは簡単です。次の定例会は、9月に開かれますので、ぜひ議場を訪れ、生討論をお聴きください。一般質問の様子は、役場及び町民センターに設置された大型テレビでも放映されます。

議会日程や傍聴方法、請願手続きなどのお問合せは、お気軽に(Tel 6-2244・議会事務局)へ。



今年も盛り上がったチーム対抗リレー

教育長の非常勤化は可能では 議員提案による条例改正も視野に！

柳澤雅宏

問 教育長の身分について

議会は、常任委員会の所管事務調査の結論として、教育長の非常勤化は可能であると判断した。

これは、2000年分権改革以降、教育委員会に関する事務は自治事務であり、教育長の身分についても、それぞれの自治体が自主、自立的に法令を解釈し、条例化していくことができるようになったからである。本町議会では、教育長は特別職であり、一般職という身分はないと判断している。

かつて、町内に10校を数えた小中学校が、来年度から2校となる。子どもの数が最盛期だったところと現在では、教育長の仕事量も責任も大きく変わってきたと考える。

教育長の任期が近づいてきたが、教育長の非常勤化について、町長はどのように解釈されるのか、また、今後その待遇を見直す考えがないか伺う。

答 野邑町長

教育委員会は、学校の管理運営のほかに生涯学習推進を担う部署であり、学校教育、社会教育、文化スポーツ等幅広い分野を担当しており、教育行政という中立性や教育の重要性を考えると教育長の職はその職の性格及び責任のあり方から、常勤勤務を要する職と考えている。私の知識と能力からして、非常勤化が今できると発言することはできない。

また、待遇の見直しについては昨年10月に10%の削減をしており、管内的には最低金額である。これ以下に下げた場合、教育長を引受ける人は出てこないと思いい、現段階では考えていない。

保育所園児減少で赤字拡大！ こども館の抜本改革急げ

柳澤雅宏

問 こども館について

本年度の交付税算定の基準となる4月1日現在の長時間利用児（保育所園児）は、17人と昨年度に比べ大きく減少している。

平成18年度の交付税236万4千円の算定基礎となった19人をさらに下回っており、今年度の赤字額は3千5百万円以上になると予想している。

交付税対象とならない幼児クラブの入所人員（25人）が、保育所入所人員（17人）を逆転しており、交付税に頼らざるを得ない町の財政に深刻な影響を及ぼすのは明らかである。基準財政需要額を大きく超えてこども館に交付税が充てられているとしたら、その分は、他の分野から振り向けられていることになる。経費の削減はもとより、保育所への一本化など、早急に赤字削減対策を実行すべきではないか。

道議会でも高橋はるみ知事が認定子ども園の（交付税算定）不備を認め、町長にも積極的に働きかける姿勢が欲しい。

答 平中こども館長

こども館は、平成19年4月から認定こども園として就学前の子ども達に保育と教育を一体的に提供し、より一層充実した質の高い子育て支援を目指し運営されている。

平成19年度から2名の正職員が減となり、今年度10月中旬まで育児休暇中の職員がいる現状の中で、職員の補充をしないで人件費削減を図り、現在いる職員が連携協力体制をとりながら保育業務に従事している。

経費の削減については、職員ひとり一人が常に意識をし、最小の経費で最大の効果をあげるよう保育・教育・各家庭への子育て支援を目指し取り組んでいる。

保育所への一本化は、現在検討していないが、就学前の子どもを持つ家庭と子どもたちにとって、今何が最善の保育・教育支援なのかを一番に考えて運営にあたりたい。

答 野邑町長

今の交付税制度について、政策懇談会や財務省等に財政支援をしていただけるよう働きかけていく。

子育てがしやすい社会をつくるのも我々の責任。4時間・6時間、8時間コースを一本化できるのかアンケート調査等の意見を踏まえて考えていく。

受け継いでほしい山村留学の伝統

星川三喜男

問 山村留学について

小頓別小中学校での山村留学が、今年度で終了し、17年間の歴史に幕を下ろす。

現在、5家族6名の親子留学と6名の里親留学の児童生徒が、豊かな自然の中で、のびのびと生活を送っている。

先般、子どもたちに来年度以降の意向を聞いたところ、数名が留学の継続を望んでいた。また、その親達も自然体験や農村の暮らしを体験することによって子どもたちに生きる力が育まれることに期待を寄せている。

山村留学は、教育委員会をはじめとする地元自治体の熱意とバックアップがなければ成り立たない教育制度である。今後、中頓別小学校、中学校も児童生徒と教職員の減少で、ゆとりある学校運営が難しくなる。それを避けるためにも来年度から両校で山村留学制度を受け継ぐ考えがないか。また、来年度からそうや自然学校（旧敏音知小学校）を利用したセンター方式の山村留学に取組む考えはないか伺う。

答 福家教育長

山村留学制度は、学校や保護者及び地域の皆さんの理解と協力により、はじめて実現することができると考えている。学校や保護者など地域の方々から山村留学制度導入の意向があれば、考えたいと思う。

センター方式としてそうや自然学校を活用するのは、今年から始まったばかりなので今のところ困難ではないかと思っている。

答 小林まちづくり推進課長

自然学校の取組みを成功させている事例の中で、センター方式の山村留学を行なっているところがある。そういった仕組みをつくることができれば地域にとっても大きなプラスになると思う。今年度は先進事例を調査し検討していく。



恒例行事となった山村留学カヌー

教育長は公募制で人材登用を

星川三喜男

問 教育長の公募制について

今年、9月をもって教育長の任期が切れる。

教育長という職が町職員の最後の仕事だとは思えない。一般公募は、教育に詳しい人材確保や選任の透明性など、プラスの面があると思うが、教育長候補者を一般公募する考えがないか伺う。

答 野邑町長

教育長の一般公募については、幾つかの自治体において教育委員、教育長候補教育委員の公募制を実施していると聞いているが、本町としては今後の検討課題としたい。

公募においては、応募してきた人をどう選別するのか、誰が選ぶのか、また被選挙権のあるものということであれば、当然住民の中から選択をしないとけないと思う。

今まで公募した市町村等に情報を提供してもらって検討していきたい。

施設定員とバランスの取れた グループホーム建設計画を！

東海林 繁 幸

問 グループホーム建設について

- ① グループホーム建設計画（平成20年度9戸）について、現時点での見通しを伺う。また、グループホームから通える授産施設を高等学校関連施設をつかって考えることはできないのか伺う。
- ② 21年度4月に9名の入居予定者があるが、就業見込みとホーム指導員、管理人等の配置計画を伺う。
- ③ グループホーム移行に伴い天北厚生園の定員はどうなるのか。

答 奥村保健福祉課長

- ① グループホーム・ケアホーム一体型施設整備については、北海道と中農高の教員住宅の貸与等に対し協議が整ったのを受けて、天北厚生園が「日本財団」に対し補助金申請し、助成金の内定があった。今後、7月に改修工事に着手し9月末までに完成させ10月から3月までの期間で、入居者に対し自活のための訓練を行なう計画である。訓練中は職員が対応していくことになる。
- ② 現在、一般就労による通年雇用者は、6事業所10人である。町としても、雇用対策会議を開催し、関係団体に対し施設利用者に対する雇用の場の確保に向け協力要請をした。

職員の配置計画は、定員9人の場合で、サービス管理責任者（施設職員兼務）1人、世話人1・5人、夜間支援従事者1人のほか、障害程度区分3以上の者が利用する場合には生活支援員の配置が必要となる。

- ③ グループホームに移行した人数は、施設の定員から減員することになる。天北厚生園では、程度区分の仮調査の結果を踏まえて、地域生活へ移行する施設利用者を30人とし施設整備を進めており、移行後の施設定員は60人定員となる。

答 野邑町長

定員については、はっきりとした見込みを持ってない。今、制度見直しの方向である。今年3DKに4箇所整備するが、定員の関係も含めて来年度は残りの4戸、3DKの4戸を整備するだけでいいかどうか検討の指示をしている。

合併勉強会は今後も必要

東海林 繁 幸



旧農業高校職員住宅は
グループホーム施設に改修が決まる

問 町村合併について

去る6月6日に「みんなで中頓別の自治を考えよう」と題する市町村合併に関する勉強会が開催され、道の担当者から合併新法下における財政措置や支援プラン、新規合併緊急支援事業内容などが明らかにされたが、次の点を伺う。

- ① 勉強会に関する町長の感想を伺う。
- ② 今後もこのような勉強会を継続するか。
- ③ 勉強会の後、参加者の意見交換が必要ではないか。

答 野邑町長

- ① 第1回勉強会には町民約40名が参加し、道の合併担当者から合併に関わる支援策等の説明を受け、北海道の取組み等について町民の方々に一定の情報を提供できたものと考えている。

個人の感想では、北海道が合併を奨励するための制度としては、1町村1年あたり3千万円、2分の1を限度として出すという内容ではあまりにも貧弱だなという気持ちを持った。

- ② 今回は道の基本的な考えを情報提供できた。本年中に合併を推進する人、または推進に反対する人等の講師を招いて情報提供していきたい。今後勉強会を開催したいと考えている。

- ③ 今後において学習会等で色々な情報を共有した上で、参加者との意見交換をしていきたい。

こども館への通園負担軽減対策に本腰を

西原 央 騎

問 遠距離地域からのこども館への送迎について

少子化が顕著な中頓別町にあって、こども館へ通う園児は一人ひとりが貴重な存在である。一人でも多くの子どもが通えるような政策づくりが、地域の未来のためにも、また、緊急の課題である交付税の確保対策としても必要と考える。

従前にも一般質問したが、遠距離地域からのこども館への送迎に関して、スクールバスの利用緩和措置などの検討結果や進捗状況を伺う。

敏音知地域や上頓別地域は1日2往復80キロの距離をお母さんが運転することになる。小頓別においては毎日の往復に120キロという距離になる。これを遠距離に住む若い世帯に自己負担で通園してくださいということは、無理があり対策を考えるべきではないか。

答 福家教育長

平成19年第4回定例会でご質問のあったスクールバス運行基準の見直しについて検討したが、特に改めなければならぬところは無く、現行どおりとしている。利用の緩和措置については、現在のこども館園児の登園時間や降園時間に合わせた運行は困難だが、児童生徒の登下校時での利用は可能と考えるので今後さらに検討したい。

答 野邑町長

子どもを保育所に送迎することは、子どもの状況、健康状況を保育士さんに報告することになる。保護者の責務ではないかと考える。

また、送迎を実施するとすれば、一部の地域だけではなく町全体の平等も考える必要性がある。他に、幼児の体力的な問題等もある。今後子ども館に子どもを入れないという親の意見も聞きながら知恵を絞り検討していく。

こども館までの通園距離

- 松音知 (もうもう周辺) … 8 km
→1日2往復…32 km (30分)
- 敏音知 (豊平周辺) …18 km
→1日2往復…72 km (1時間10分)
- 上頓別 (バス停周辺) …20 km
→1日2往復…80 km (1時間20分)
- 小頓別 (小中学校周辺) …28 km
→1日2往復…112 km (1時間50分)
- ※毎日、中頓別～美深間を往復している距離と同等
- 弥生 (寿トンネル周辺) … 6 km
→1日2往復…24 km (25分)
- 兵安・神崎 (厚生園周辺) …9 km
→1日2往復…36 km (35分)

環境基本条例に 景観保全指針を！

西原 央 騎

問 景観について

4月から観光行政が、産業課からまちづくり推進課に移行され、今後進める都市住民との交流や観光客の受け入れにあたっては、中頓別の景観を守り育てていく必要があると考え、次の点を伺う。

①従前にも一般質問したが、町内にある観光看板や目印の設置・補修・整備などについて、状態の把握やルールづくりなど、どのように整理されたのか。

②中頓別町が誇る美しい山々と牧草地に囲まれた景観を保持するためにも、携帯電話のアンテナなど、鉄塔・建造物の設置にあたっては、今後制定を予定されている環境基本条例等で制約、ルール作りをしていくべきと考えます。景観に関しての現在の町の方針を伺う。

答 小林まちづくり推進課長

①観光看板や公共看板に関しては産業建設課が前年度に調査済みで、設置箇所、設置時期、所有者等整理した台帳を作成している。今後は、この台帳を基礎に現状の評価や今後新たに設置する場合のルール等について検討していきたいと考えている。

②景観に関して、現段階で町の方針としてまとめたものはないが、今後の大切な課題として位置付けていきたい。環境基本条例はまだ案の段階だが、農山村の特性を活かした中頓別らしい景観の保全と創造をとおして豊かでうるおいのある美しいふるさと形成をめざすことを規定しようとしている。こうした状況を踏まえて、今後、町民のご意見等をしっかり把握しながら具体的にどのような取り組みができるか検討したい。

また、老朽化した看板や公共施設の目印についても町民から分かりにくい等の声もあります。費用のかかる問題ですので、少し時間をいただき検討したい。

専決処分された 条例・補正予算

第2回定例会では、平成19年度中頓別町一般会計補正予算をはじめとした専決処分8件が提案され、いずれも承認されました。

○承認第5号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例（一部改正・3月31日専決）

「高齢者の医療の確保に関する法律」（後期高齢者医療制度）が、平成20年4月1日から施行されるにあたり、条例中の「老人保健法」の名称を前述の法律名に変更することを主な内容とする条例改正です。（4月1日施行）

○承認第6号 中頓別町税条例（一部改正・4月30日専決）

地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴う条例改正です。

主な改正点は、次のとおりです。

- ①公益法人等に課税する「法人の均等割」税率の適用の改正
- ・法人格のない社団や公益法人など資本金の額を有しない法人について、均等割を課税する場合、最低税率を適用。
- ②個人住（町）民税における寄附金税制の拡充
- ・今年4月からスタートした「ふるさと納税制度」は、ふるさとに貢献または応援したい方々の思いを実現する観点から地方公共団体に対する寄附制度を見直し、寄附金の一部を所得税と合わせて控除するものです。

寄附先は、出身地に限らず、全都道府

県・市町村から自由に選ぶことができ、「故郷への恩返し」という面と、「好きな地域を応援する」という側面をもっています。

各地方公共団体の条例で指定された使途（事業等）を選んで寄附した場合、居住地の個人住（町）民税（所得割）や所得税が一定割合控除される制度が導入されます。（平成20年1月1日以後に支出した寄附金から適用）

市町村が新たに条例で指定する法人に対する寄附金（下限額5千円）についても、住民税の税額控除の対象になります。（平成21年度以後の個人住民税から適用）

③個人住（町）民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

・公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図る観点から、個人住（町）民税に公的年金からの特別徴収制度を導入（平成21年度から適用）。

【主な質疑】

Q 東海林議員

個人住（町）民税の公的年金からの特別徴収（天引き）について、専決処分した理由を伺う。

天引きは、行政側の都合であり、天引きされる町民側の意識・痛みを知る姿勢が必要ではないか。

A 遠藤総務課参事

改正地方税法の公布日が4月30日であ

り、時間的余裕がなかった。公的年金からの天引きについて町民との議論はされていない。今後、この件について、住民周知を行いたい。

65歳以上の住民が690名。そのうち所得割、均等割を課税されているのは138名。均等割のみ課税は51名で、全体の三分の一が対象となるが、公的年金額で年収148万円以上でなければ該当してこないと思う。

○承認第7号 中頓別町国民健康保険条例（一部改正・4月30日専決）

地方税法の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令が、平成20年4月30日に公布されたことに伴う条例改正です。（公布の日から施行）

主な改正点は、次のとおりです。

- ①国民健康保険税賦課限度額の改正
- ・国保税の基礎賦課限度額を一般国保分56万円から47万円に引下げ、新たに後期高齢者支援金課税額を12万円とすること。
- ②特定世帯に対する激変緩和措置
- ・特定世帯（75歳に達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、単身世帯となる者）に対し、5年間平等割を半額にすること。

専決処分は緊急措置

「専決処分」（せんけつしよぶん）とは、議会が議決又は決定すべき事件（議案）について、町長が、とくに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに、首長が議会に代わってこれを処分することをいいます。

「議会を招集する時間的余裕がない」との判断は、臨時会の招集告示（周知）を前日に行い、翌日の議会で議決又は決定したとしても時期を失するような極めて切迫した事態を指します。

この認定は、首長が行いますが、客観性がなければならず、これを誤った場合は、その専決処分は違法なものとなります。とくに住民の権利・義務に関わる条例などは、極力、臨時会を開き、議会の審議を経てから制定・改廃することが原則です。

安易な専決処分は、住民の代表機関である議会を軽視することになるため、議会運営委員会では、その要件を厳守するよう首長側に求めました。専決処分には、承認、不承認、いずれかの判断が下されますが、仮に不承認となっても、その処分の有効性は変わりません。しかし、不承認の場合は、首長に対する道義的責任が発生し、後の議会で議員立法により、専決処分内容が変更される可能性があります。

専決処分された補正予算

○承認第1号 平成19年度一般会計補正予算（3月31日専決）

歳入歳出予算の総額に1千7百22万8千円を追加し、予算総額は33億7千8百23万6千円になりました。

年度末の各会計の決算額が確定したことなどに伴い、歳出では、国民健康保険事業特別会計への繰入金6百80万7千円、財政調整基金積立金1千42万1千円を追加補正。歳入では、財政調整基金繰入金として歳出同額を計上したほか、減債基金繰入金6百60万7千円、過疎対策事業債（町道1条通り線交付金事業）20万円を追加補正しています。

○承認第2号 平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（3月31日専決）

歳入歳出予算の総額に1千5百75万2千円を追加し、予算総額は3億4千5百41万9千円になりました。

歳出では、医療費の急激な伸びに伴い、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費1千4百10万5千円、退職被保険者高額療養費として1百64万7千円を追加補正。歳入では、一般被保険者国民健康保険税1百37万円を減額。国からの財政調整交付金1千31万5千円、一般会計からの繰入金として6百80万7千円を追加計上しています。

○承認第3号 平成19年度下水道事業特別会計補正予算（3月31日専決）

歳入歳出予算額の増減はありません。下水道事業資本費平準化債の利率確定（2.08%）に伴う地方債の補正です。

○承認第4号 平成19年度介護保険事業特別会計補正予算（3月31日専決）

歳入歳出予算の総額に2万4千円を追加し、予算総額は1億9千3百56万7千円になりました。歳出は、介護給付費準備基金積立金、歳入は、介護給付費準備基金利子として、それぞれ2万4千円を追加補正したものです。これにより、平成19年度末の同基金積立金の総額は、2千4百7万5千円となりました。

③被扶養者に対する激変緩和措置

75歳に達する者が国民健康保険以外から後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者が国民健康保険に加入する際、被扶養者の保険税額を2年間減免すること。

【主な質疑】

Q 本多議員

③の被扶養者の保険税額を2年間減免することについて、手続き（届出）が必ずなのか。自動的に国保に加入するののか。この激変緩和措置の対象者はどれくらいか。

A 奥村保健福祉課長

個々に国保への加入手続きが必要である。対象者は、国保以外の方（社保等）なので、町として把握は困難である。

Q 本多議員

対象者が知らなければ、無保険状態になりかねないので、住民周知が必要ではないか。

A 奥村保健福祉課長

それぞれの保険者（社保等）が周知すべきことと理解している。

○承認第8号 中頓別町手数料徴収条例（一部改正・条例4月30日専決）

昨年の通常国会で成立した「戸籍法の一部を改正する法律」により、従来、「何人でも戸籍謄本等の交付請求ができる」とされていた戸籍の公開制度が制限されることになりました。これに伴い、戸籍法の規定を引用している「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正（平成20年3月19日公布）されたため、本政令を引用している手数料徴収条例を改正したものです。（5月1日から施行）



ふるさと中頓別町
大畑山展望台から望む

議決された 条例・補正予算

第2回定例会では、中頓別町ふるさと応援寄附条例ほか、9件の議案が提案され、いずれも可決されました。

○議案第2号 中頓別町ふるさと応援寄附条例(新規・常任委員会付託)

ふるさと納税制度が盛り込まれた地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い(専決処分 承認第6号 中頓別町税条例参照)、寄附者の意向が十分に反映できるよう寄附の使い道を明らかにし、制度を有効に活用するための条例制定です。

なお、この条例は、いきいきふるさと常任委員会に付託され、6月20日に審査が行われました。(同日、本会議で可決)

■条例の目的(第1条)

ふるさと中頓別町を心から愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、当該寄附金を財源とし、活力とうるおいに満ちたふるさとづくりに資することを目的としています。

■寄附金の使い道(第2条・3条関係)

この条例に基づく寄附金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりです。
①豊かな自然環境の保全及び活用に関する事業、②未来を担うこどもの健全育成及び教育に関する事業、③高齢者や障害者などの医療福祉向上に関する事業、④地域産業の振興に関する事業、⑤その他寄附者の意向を反映した事業。
寄附者は、寄附の使い道を右の事業から指定します。

【常任委員会審査の内容】

【主な質疑】

Q 石神委員

鍾乳洞や敏音知岳、頓別川の環境保全など、ふるさと中頓別を具体的にイメージできるPRができるのか。

A 米屋総務課長

PRは、町のホームページ、ふるさと会を活用したい。寄附する方が、イメージできるような条例の5事業に絞ったつもりである。

Q 石神委員

全国的に寄附者を取り合う状況であり、PRの方法は、具体的に事業を掲げて行うべきではないか。

A 米屋総務課長

有効性の高い方法を考えたい。

Q 石神委員

ふるさと会のほかにどんなPR方法を考えているのか。

A 米屋総務課長

来年度の中頓別小学校百周年事業の際、PRしたい。

Q 東海林委員

地域の住民から発信する発想が必要である。全国に散らばる町民の親兄弟や同窓会などにパンフレットを出すような取り組みを考えているか。

A 野邑町長

寄付する側からすると使い道を指定してやる可能性もある。具体的な使い道の例を記入したパンフレットをつくり、町民に周知したい。

Q 石神委員

寄附者に対するお礼(贈り物)を考えているか。議員の寄附行為は可能か。

A 野邑町長

道内でも寄附者に町の特産品を贈る例はある。中頓別の特産品は思いあたらないが、将来に向け検討したい。議員は、自分の選挙区での寄附は公選法で禁じられている。それ以外は可能であると思う。

Q 石神委員

特産品でなくてもいい。町の広報誌でもよい。寄附者を町づくりのサポーターに登録するところがある。継続して町づくりにかわかってもらってはどうか。

A 野邑町長

今後検討してみたい。

Q 西原委員

年間どれくらい寄附額を見込んでいるのか。

A 米屋総務課長

参考までに、中頓別町豊かな環境づくり基金では、平成18年度で146万7千円(15件)、19年度、58万4千円(8件)の寄附額である。

【自由討議】

東海林委員

寄附の募集対策に関して、全庁あげて横断的にアイデアの検討がされるべきである。

石神委員

地域の魅力をいかに発信するかによつ

補正予算のあらまし

○ 議案第5号 平成20年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に5千3百91万3千円を追加し、予算総額は30億1千4百63万5千円に。歳出の主なものは、地域新エネルギービジョン策定経費として850万円、ロータリー除雪車購入費3千5百38万1千円、消防費として6百22万4千円（1名分人件費）を追加。歳入では、地域新エネルギービジョン策定事業として歳出同額の850万円、ロータリー除雪車購入費の国庫補助金1千9百60万9千円（補助基準額2千9百41万4千円）、町債として、医師住宅整備事業に7百30万円、ロータリー除雪車購入に1千5百万円を計上。

● 主な質疑

Q 東海林委員

ロータリー除雪車購入費として3千5百38万1千円を計上しているが、国庫補助基準額2千9百41万4千円との差額発生理由を伺う。

A 中原産業建設課参事

購入するロータリー除雪車はドーザーとしても使用できる機種。そのための附属機購入費が補助対象外となり差額が出た。

Q 本多委員

地域新エネルギービジョン策定事業の策定メンバーは？新エネルギーとして、どのようなものを想定しているのか。

A 小林まちづくり推進課長

メンバーは、地元の経済団体、住民代表、北電、開発建設部、宗谷支庁の担当者などである。太陽光、風力、バイオマス、雪氷熱温度差エネルギー、その他として、小水力、地熱、燃料電池、天然ガスの賦存量の調査を行なう。

○ 議案第6号 平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に4百39万4千円を追加し、予算総額は2億8千9百19万7千円に。歳入歳入のそれぞれに、医師住宅建設に係る繰出金、国からの財政調整交付金として、3百38万3千円を計上。

○ 議案第7号 平成20年度老人保健事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に1千13万9千円（国、道の医療費交付金精算償還金等）を追加し、予算総額は4千4百93万円に。

○ 議案第8号 平成20年度国民健康保険病院事業会計補正予算

収益的収支で1百28万2千円を減額し、収支総額はそれぞれ4億7千9百96万5千円に。資本的支出では、医師住宅1棟（82平方メートル・約25坪）を病院裏手に建設するため1千8百50万円を計上。これにより、資本的支出総額は6千2百83万1千円に。

● 主な質疑

Q 東海林委員及び柳澤議員

医師住宅として25坪は狭くないか。坪当たり建設単価66万円は民間住宅に比べ高くないか。

A 青木国保病院事務長

国庫補助基準の枠内の面積とした。医師の家族構成によっては、狭いかも知れない。

A 野呂町長及び中原産業建設課参事

民間住宅の単価との比較、整合性を十分考慮し発注したい。

○ 議案第9号 平成20年度介護保険事業特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に32万1千円（居宅介護住宅改修費等）を追加し、予算総額は1億8千4百81万9千円に。

て、寄附の集り方が左右される。募集の取り組み、使途の説明責任が重要であり、PRをしつかりすべきである。

藤田委員

寄附控除の事務的手続きやパンフレット代などに、寄附額を超える経費がかかることも懸念される。

村山委員

寄附を受け入れる体制をしつかりすべきであり、不明金やトラブルのないようにすべきである。

西原委員

なを伝えるかが重要なので、パンフレットの作り方が重要である。

○ 議案第1号 中頓別町教育委員会委員定数条例（新規）

会委員定数条例（新規）

中長期行財政運営計画の基本理念、基本方針を踏まえ、すでに議会議員定数も減員されていることを総合的に考慮し、教育委員5名を4名に減じるものです。（公布の日から施行）

○ 議案第3号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例（一部改正）

正)

道の医療給付事業補助要綱の改正に伴い、対象年齢が現行の6歳までから12歳までに拡大されたことによる条例改正です（10月1日施行）

○ 議案第4号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（一部改正）

成に関する条例（一部改正）

道の医療給付事業補助要綱の改正に伴い、重度心身障害者のうちに新たに精神障害者を助成の対象とし、通院時の医療費を助成するものです。（10月1日施行）

請願・意見書

第2回定例会では、請願1件、意見書5件が、いずれも全会一致で採択・可決されました。

このうち、意見書は、6月20日の本会議で可決後、直ちに国等の関係機関に送られました。

○請願第1号 実情に見合ったへき地指定基準の見直し・改善を求める請願

■請願者 中頓別町校長会 会長 村上 徹／中頓別町PTA連合会 会長 古 谷裕一／中頓別町教育研究会 会長 橋本壽子／中頓別町教頭会 会長 井 村雅彦
(敬称略)

■紹介議員 本多夕紀江
■請願の趣旨・内容

国のへき地指定基準の改定が、今年度実施の予定であり、都市部と地方の教育格差を是正するため次の事項の実現を関係機関に要望する意見書提出を求める。

①今期のへき地指定基準の見直しにあたっては、本道の実情に即し、教育の機会均等・水準の確保・無償制の観点から、教育格差の是正に役立つ実態調査とへき地指定基準の項目を設定すること。②利尻・礼文の離島は、地理的条件からそのへき地性の改善は困難であり、無条件で5級地とすること。③へき地級地の基準点の算定にあたり、中心都市との距離区分と配点は、北海道の広域性を踏まえ、へき地性が正しく反映されるよう、上限を設定せず、距離に比例した点数配分とすること。(常任委員会付託を省略し、6月19日の本会議で採択)

○発議第1号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

医師や看護師等の不足が深刻化する状

況下で、道内の地域医療が崩壊してしまふことさえ危惧されている。こうした危機的な状況を打開するため、国の責任で医療現場での大幅増員を保障する医師・看護師等の確保対策を抜本的に強化するよう次の事項を要望する。

①国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改正すること。②医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること。③社会保険費の削減をやめ、医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること。

■提出者 本多夕紀江 賛成者 村山義明

■提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣

○発議第2号 郵政民営化見直しを求める意見書

国営公共事業として、国民生活に不可欠なサービスを提供してきた郵政三事業は、平成18年10月1日に民営・分社化されたが、取集回数の削減や取集ポストの撤去などにより、地方切り捨て、サービス格差が進んだ。

郵政民営化法は三年ごとの見直しを義務付けているが、民営化の現実には、郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局の

ネットワークの分断を推進しており、直ちに見直しを図るよう次の事項について国に要望する。

①法律に金融のユニバーサルサービスの提供義務を明記し、郵便貯金をどこでも安心して利用できるようにすること。②日本郵政株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険各社の株式について国が保持し続けられるよう株式売却を凍結すること。③郵政民営化実施を前後した郵便と郵便局サービスの実態を検証し、民営化を見直すこと。

■提出者 西原史騎 賛成者 藤田首健
■提出先 内閣総理大臣 総務大臣

○発議第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

今後の林政の展開に当たり、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全安心な国民生活を守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備や山村の活性化に十全に寄与するよう次の事項の実現を求める。

①森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保し、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。②緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施

業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。③水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保。④国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与。

■提出者 東海林繁幸 賛成者 村山義明

■提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 林野庁長官

○ 発議第4号 地域医療の確保に関する意見書

請願第1号が採択されたことに伴い、その趣旨に沿って発議された同内容の意見書です。

■提出者 本多夕紀江 賛成者 村山義明

■提出先 文部科学大臣 北海道知事 北海道教育委員会教育長 北海道人事委員会委員長

○ 発議第5号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書

平成18年6月に成立した改正健康保険法により、「後期高齢者医療制度」が、4月1日から導入された。

この制度は、高齢者に新たな負担と差別医療が生じることや、低所得者への配慮に欠けること、かかりつけ医制の機能不全など、導入当初から多くの問題点が指摘されており、わが国の保険医療制度全体の信頼失墜につながりかねない事態となっている。

また、特定健康診査・特定保健指導と連動させ、保険者である広域連合に成果主義と競争原理を求めているほか、市町村においては、保険基盤安定制度への新たな公費支出、制度導入に伴う電算処理システムの改修費用など、財政負担の増大が懸念されている。

この制度は、今後増大する高齢者の医療費の動向を踏まえ、将来にわたり国民皆保険を堅持し、医療制度の持続的かつ安定的な運営を図るため創設されたものと一定の理解はできるが、生活基盤の弱い高齢者と高齢化が著しい市町村の実態に十分に配慮し、いつでも、誰でも、どこでも平等に医療が受けられる持続可能な医療制度となるよう抜本的な見直しが必要であり、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

①低所得者に保険料及び窓口負担の減免を行なうなど、高齢者個々の実態に配

慮し、その財源は特別調整交付金など国が措置すること。②広域連合に対する財政支援を積極的に行ない、市町村において、すでに多額の財政負担が生じている電算処理システムの構築・改修に関し、万全の財政措置を講じること。③終末期相談支援料をはじめとした診療報酬の見直しにあたっては、高齢者やその家族を含めて幅広く意見を聞き、制度にふさわしい報酬体系とすること。④国の医療予算を増やして、高齢者のみならず国民が安心して医療を受けられる制度を構築すること。

■提出者 東海林繁幸 賛成者 藤田首健

■提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

請願第2号 「査定昇給制度」の導入にあたって その運用について慎重に検討することを求める請願

- 請願者 宗谷教職員組合中頓別支部 支部代表 茶谷裕樹（敬称略）
 - 紹介議員 本多夕紀江 西原央騎
- 第1回定例会で、継続審査となった本請願は、常任委員会での審査が未了となり、結論を出すには至りませんでした。

ホームページで議事録などを公開しています

中頓別町のホームページ (<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp>) で議会だより、定例会の議事録などを公開しています。町ホームページから **町の概要** → **中頓別町議会** へ進むご覧ください。

議会はみなさんの暮らし、福祉などの身近な問題を議論する大切な会議です。

議会日程や傍聴の手続き、請願・陳情などのお問合せは、Tel 6-2244（議会事務局）へ。



カヌーを利用した頓別川河川調査で
希少なカワシヅユガイの稚貝の痕跡を確認

いきいきふるさと常任委員会 所管事務調査報告

所管事務調査とは、常任委員会が、町の行う事務などを自主的に調査するものです。

議会の閉会中又は休会中に行われ、定例会でその結果を報告しています。

いきいきふるさと常任委員会では、閉会中に教育長のあり方やこども館の運営状況などの調査を行いました。

教育長の非常勤化は実現可能と判断 議員提案による条例化も視野に！

いきいきふるさと常任委員会では、第1回定例会から第2回定例会までの間に5件の所管事務調査を行い、その結果を柳澤委員長が6月19日の本会議で報告しました。

その要旨と取りまとめられた意見をお知らせします。

【教育長のあり方】

現在、常勤職扱いが当然視されている教育長について、学校数の減少などに伴い業務量が減っていることを主な理由として、非常勤化できないか、学識経験者のアドバイスを受けながら調査。その結果、千葉大学法経学部・新藤宗幸教授の見解どおり、現行法上、教育長を常勤の一般職としなければならない法解釈の根拠はなく、本委員会としても、その身分は、特別職であり、非常勤化も可能と判断する。

永年にわたり、自治体を統制してきた国の「通達」の呪縛は、2000年分権改革時に解かれたはずであったが、上意下達の法解釈に頼る慣習をいまだに断ち切れない自治体があることも事実である。

教育委員会に関する事務は、自治事務であり、それを掌る教育長の身分について

でも、それぞれの自治体が、憲法第94条の自治立法権、地方自治法第1条の2における分権の趣旨から、自主、自立的に法令を解釈し、条例化していくことは至極当然のことである。

したがって、議員発議による条例改正（非常勤化）も可とするが、教育長候補者としての教育委員があらかじめ首長により特定されている現状では、その選択肢に影響を及ぼすことも考慮されなければならない。

仮に、教育長を常勤としても、仕事量が減っていると認められ、勤務条件（教育委員会教育長の給与及び勤務時間等）に関する条例における給与等）を見直す必要がある。

【そうや自然学校の運営】

「そうや自然学校」（旧敏音知小学校）の成否は、今年度の運営結果・分析に負うところが大きいですが、前途にいくつかの懸念もある。

前回所管事務調査報告でも指摘した通り、生涯学習施設としての一面は理解できているが、基本的に経営面（独立採算性）を重視しなければ、永続的な運営は難し

い。プロジェクトの構成団体に町が入り、平成20年度予算の大部分が、補助金により手当てされていることを考え合わせると、来年度以降、人的、財政的に自立に至る道のりは険しい。

このため、経営面では、核になる運営母体と人材、ベース（本業）となる事業（山村留学等）を早急に見出すべきである。

今年度、環境学習・環境教育推進の環境として、頓別川の環境調査、研修が実施されるが、環境基本計画・行動計画に反映されるならば、本町にとって重要度が高いため、その詳細を早急に明らかにすべきである。

【天北厚生園の移転問題】

グループホームの開設にあわせ、中農高施設内に就労の場が必要になると考えられ、天北厚生園、道と施設利用計画の協議を急ぐべきである。

今年度は、障害者自立支援法の見直し的一年であるが、昨年12月7日に「与党障害者自立支援に関するプロジェクト

ム」が、「障害者自立支援法の抜本的見直し（報告書）」を作成している。報告書には、障害者程度区分認定の見直しについて、「現に施設に入所しているものについては、希望すれば継続して利用できるように対応」することが明記されている。このことが、新体制移行（23年度）以後の法改正に盛り込まれるか否かによって、今後のグループホームの整備計画に再考の余地が生じる可能性がある。

【こども館の運営状況】

国から交付される地方交付税の算定基礎となる長時間利用児（保育園児）の数は、本年4月1日現在17人であり、前年の25人を大きく下回っている。このため、地方交付税の額は、大幅に減り、平成20年度の超過負担（赤字）見込額（約3千5百万円）から、さらに拡大する可能性が高い。交付税対象とならない幼児クラブの入所人員（25人）が、保育所入所人員（17人）を逆転している現状は、町財政に深刻な影響を及ぼすのは明らかである。

公立の保育所型認定こども園に対する交付税算定の不備について、議会は、すでに意見書で国に拡充を働きかけており、来年度に向けて、町としても全入所人員を交付税の対象とするよう国等に要望すべきである。

この問題は、先般の道議会でも取り上げられたが、交付税算定の不備が早急に改善される見通しが立たない場合は、本年4月から幼稚園を廃止した利尻富士町のように、名実ともに保育所に一元化するなど、思い切った対策を講じる必要があらう。

幼稚園廃止に至る経緯については、町間で事情を異にするところも多々あるが、約一年半をかけて保護者同意を取り付け実現させたスピード感は見習うべきである。

幼保一元化・施設統合時に交付税論議がされず、今日まで赤字額を累積してきた本町とは対照的な対応ぶりである。

交付税に頼らざるを得ない町の財政状況を直視すれば、基準財政需要額を標準モデルとした予算立てを常に意識しなければならず、職員数の削減はもとより、民営化の実施時期を早めるなど、危機感をもって赤字削減対策が実行されるべきである。

【環境基本条例・環境基本計画】

環境基本条例案は、平成18年第4回定例会で提案されたものの、継続審査となり、条例案の不備、自治基本条例との整合性、所管事務調査段階での指摘等を首長側が認め、平成19年第1回定例会で撤回した経緯がある。

当時の常任委員会での調査手法としては、道条例をはじめ、ニセコ町、白老町など、他町の環境基本条例、環境基本計画の内容と比較検討する形がとられた。これらの町の環境基本計画に比べ、本町の計画案があまりにも簡易・簡便であることが問題のひとつとして提起されていた。

また、条例案については、前文を除き、修正は、極力原案の趣旨を損ねないよう必要最小限に留められていた。

この後、町は、議会修正案を取り入れた条例案を作成し、「中頓別町環境基本条例検討懇話会」（平成19年12月1日設置）に諮問。諮問案では、前文はあえて空白としており、その理由を「議会修正案では、前文を全面的に書き直しているので、そのまま尊重するのか、あらためて書き直すのか懇話会に委ねたい」としている。

議会が前文を大幅に修正したのは、町原案の前文から第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念）に至る条文に、自然の一部、生態系の一員としての人間社会の位置付けや視座が欠けていることを憂慮したためである。

これらのことを前提に、本件の調査について、次のように意見を集約する。

①官民による公共事業、開発行為等からの防波堤となるような環境基本条例をめぐすとともに、環境基本計画、行動計

画により、その実効性が担保されなければならぬ。②町として河川（生物等）調査を行う予定なので、その結果を両計画に反映させながら条例の制定にあたるべきである。③自治基本条例との整合性は当然ながら、環境基本条例、環境基本計画、行動計画をセットにして提案すべきである。④活きた条例、魂が入った条例となるよう前文を置くべきである。その際、議会修正案のように、生態系の一員としての位置付けと、地域の文化、特性のほか、「森と川」をシンボルとした循環型社会を構築することを目的として謳うようにすべきである。⑤パブリックコメント（事前説明）は、なるべく多くの町民から意見が出やすい方法を工夫すべきであり、できれば行動計画とともに条例案が公表されるべきである。

次の所管事務調査

いきいきふるさと常任委員会は、平成20年第3回（9月）定例会までに、次の事項について所管事務調査を行う予定です。

①自治基本条例等について、②環境基本条例・環境基本計画等について、③観光の振興策について（中頓別鍾乳洞等）、④行財政改革について（中長期行財政運営計画・公債費適正化計画等）、⑤教育長のあり方等について



緑広がる風景、炭焼き、五右衛門風呂
昔ながらの足るを知る暮らしに都市住民の関心が集まってきている

議員だより

～私の思い～

このコーナーでは、それぞれの議員が町づくりや政治課題などについて意見や思いを綴ります。

毎号2名の議員がこのコーナーに登場します。8議員の提言・苦言・呟きにご期待を！

足るを知る

戦後六十年が過ぎ、食生活は大きく変わった。麦飯、芋、カボチャの食卓を知る者には、毎朝いただく白米のご飯がご馳走に見える。

世界各国から輸入される食料のおかげで確かに食生活は豊かになったが、地球規模の気候変動が続けば、飽食の時代はあっという間に終わり、私たちは再び飢えの時代を生きることになるだろう。

住まいも開拓時代は粗末なものだった。

窓からのすきま風は紙を張って防ぎ、一台の薪ストーブを家族が囲んで寒さをしのいでいた。

灯油を焚きながら、冬に冷たいビールを飲む生活など考えられなかった。いまや、テレビも車も一家に二台。それが不幸かと問われると、返答に詰まるが、強い家族の絆に支えられ寒さもひもじさも乗り越えたあのころの方が、心豊かであった気がする。

東京・秋葉原での連続殺傷事件は、正規と非正規社員を峻別する格差社会構造が背景にあった。

飽くなき競争経済は、ワーキングプアの若者の心を蝕み、明るい未来まで奪っている。

原油市場に群がる投機マネーは、一握りの人間の欲望を満たす代わりに多くの人々を不幸にする。

欲望の向こうに果てしなく欲望が続く現代社会は、貪欲経済思想という滅びの道を歩んでいる。

先ごろ、アイヌを先住民族と認める国会決議があった。自然との共生思想を持つアイヌ民族は、森や川、海の恵みに感謝し、決して必要以上のものは採らない。「足（た）るを知る」という考え方を生活文化の基本に据えるアイヌの価値観に幸福の原点を見た思いがする。先人たちは、有限な地球資源を食いつぶさない賢者であった。

仏教も、足るを知らぬ者の心は貧しいと説く。わが身を自戒するこのごろである。

(綴人：石神忠信)

最近思うこと

最近のテレビニュースを見ていると、さながら末法の世を見るようで言葉を失ってしまいます。

白昼の東京・秋葉原での無差別殺傷事件、千葉県柏市での祖父による一家四人殺害事件など、凶悪犯罪が世間を震撼させています。

天災では、岩手・宮城内陸地震が発生し、尊い人命が失われました。

ウナギ産地偽装や飛騨牛表示偽装など、食品業界のモラルの乱れは、食料品に対する不信感を増幅させ、消費者はいよいよ何を信じればいいのかわからなくなりました。

一方、原油価格の高騰は、すべての生活必需品の値上がりに波及。オイルショックの悪夢が再来したかのように私たちの暮らしを追い詰めています。

殺戮（りく）と天変地異、政治経済の混乱、これに疫病や飢饉が加われば、まさに数千（ちぢ）乱れた戦乱の世と同じ臭気が漂うことになります。

社会全体が、不安の諸相を呈していて、どこに救いを求めるべきか、進むべき針路を見失っているような気がします。

すっかり暗い話になりましたが、これが現実の出来事なら受け入れるしかありません。

こんな時代でも、灯明は、自分たちの足元を照らしているのでしょうか。平和で安心して暮らすことさえ普通でなくなった今、豊かな自然の揺りかごに揺られ、のんびり過ごせるわが町は、一つの理想郷かも知れません。

誰も老・病・死の苦悩や恐怖を免れることはできません。ならば、与えられた条件の中で、日々健康で楽しく生活できることに幸せを感じながら、明日に希望をもって生きようではありませんか。

(綴人：藤田首健)

※次回綴り人は、西原議員、本多議員です



全道町村議会議員研修会レポート！ 自治の明日を考えた一日

7月1日（火）札幌コンベンションセンターで、全道町村議会議員研修が開催されました。会場では、坪井ゆづる氏（朝日新聞編集委員）とTVタックルでもお馴染みの三宅久之氏（政治評論家）のお二人を講師に、地方議会の現状と福田内閣の今後の展望について講演がありました。

朝日新聞の「全国議会アンケート」をもとに進められた坪井氏の講演では、会場の全議員がガワザワそわそわとしてしまうような、住民の議会・議員に対する次のような厳しい評価が述べられました。

- ・ここ十年間で議員数が4万2千人から1万6千人（1/3減）となった。住民の思いは、経費節減には議員を減らすことだと思っているのではないかな？
- ・政策を議員提案により作成している議会は1割程度。議会は住民に必要とされているのか？議会は首長のサポート機関となっているだけではないかな？

これが地方議会全体の現状と改めて理解しました。中頓別町議会も住民と議会の距離を近づける努力をしていかなければいけないと、痛感する研修会となりました。

議員会では、住民と議員とのしゃべり場「かけはし懇」などもはじめました。中頓別の皆さん、議場での議論が面白い町にしていきたいです。

（報告者：西原議員）

村山議員に道町村議会 議長会長表彰！



石神議長から表彰状を伝達

議員在職二十五年の功績を称えて

昭和58年の初当選以来、7期連続で町議会議員をつとめる村山義明議員（62歳）に、長年の功績を称え、北海道町村議会議長会・川股博会長から表彰状が贈られました。

村山議員は、平成7年度から産業建設常任委員長、総務文教常任委員長などを歴任。平成18年度には、単一常任委員会となった現在のいきいきふるさと常任委員会の初代委員長をつとめました。

多年にわたる議会制度の高揚と地域の振興、住民福祉の向上など、地方自治の発展に寄与貢献されたことが認められたものです。

定例会初日である6月19日、議場で石神議長から表彰状の伝達を受け、全議員、野邑町長はじめ出席した職員から惜しみない拍手が贈られました。

「かけはし懇」開きませんか

町議会議員全員でつくる議員会では、町の行財政、福祉や医療のことなど、身近な暮らしの課題について、住民の皆様からご意見や要望をお聞きするため、「住民と議員を結ぶかけはし懇談会」の申込みを受付けています。

自治会や各種団体・グループ（2名以上）から、「かけはし懇」をしたいと要望があれば、出向いてお話を伺います。堅苦しいものではありませんので、日頃、皆様が考えていることについて、一度ご意見をお聞かせください。

お問合せは、議会事務局（Tel 6-2244）まで。

議会の動き

3月

28日 議会広報編集特別委員会
30日 たけべ勤・よしだ正人を囲む新春の集い（稚内市）

4月

1日 平成20年度自治記念式
3日 議会広報編集特別委員会
14日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
15日 宗谷町村議定会定期総会
21日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
29日 中頓別町クリーン作戦

5月

12日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査
16日 衆議院議員松木けんこう「2008国政の集い」（稚内市）
18日 平成20年度南宗谷消防組合中頓別消防団春季消防演習
20日 いきいきふるさと常任委員会所管事務調査（稚内市）
23日 平成20年度宗谷管内議会議員研修会（中頓別町民センター）
28日 平成20年度中頓別町戦没者慰霊祭 議会運営委員会

6月

1日 自衛隊名寄駐屯地創立55周年記念行事（名寄市）
5日 北海道町村議会議長会第59回定期総会（札幌市）
9日 議会運営委員会、議会広報編集特別委員会
10日 議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会所管事務調査・請願審査、全議員協議会
16日 議会運営委員会
19日 第2回定例会
20日 いきいきふるさと常任委員会（条例審査）、第2回定例会（再開）

7月

1日 平成20年度北海道町村議会議員研修会（札幌市）
10日 議会広報編集特別委員会



地域も一緒に子どもたちを育てる

春から行なわれている細建と中頓別小学校のツリーハウス（樹上の小屋）づくりは、新聞でも話題となりました。そんなツリーハウスづくりに驚きのうれしい出来事がおこりました。

ツリーハウスづくりの新聞記事を見た佐藤一美さんが、ツリーハウスに飾って欲しいと子どもたちへ「バードカービング（木彫りの小鳥）」を贈っていただきました。今、木立の中に建つツリーハウスに行くと、にぎやかな野鳥の鳴き声と、かわいらしい木彫りの小鳥が迎えてくれます。

表紙写真でも取り上げた「中頓別ふるさと探検隊（中小）」も開始から4年目となり、地域住民との関わりが深まってきています。また、小頓別小中学校で17年間に続いてきた山村留学も学校と受け入れ地域・里親家族の温かみがあってこそその取組みです。

中頓別町には、子育てを応援しようという地域力を感じます。また、子どもたちに伝えたい手づくり・手仕事の達人たちが身近に住んでいます。都市住民がうらやむ田舎の温もりをツリーハウスの小鳥たちに感じています。

編集後記

北国の初夏は花盛りである。
ツツジ、ライラック、シヤクナゲ、ボタン、シヤクヤクなどが咲き誇っています。

これからは、紫陽花（あじさい）の時期で、これらは俳句歳時記では、すべて「夏」の季語です。

面白いのは、紫陽花を「七変化」といいます。花は紫碧色で初めは白が勝っていますが、次第に薄青色になり、その後、薄紅色に変わるので、俗に七変化と呼ばれています。

学校の運動会も終り、昔は紅白の組でしたが、今は赤、白、青、黄色組など、少ない人数をグループ化し、連帯感を持たせているようです。

点数の競い合いも時に赤組、時に白組、青組、最後、黄色組になるなど、変化があり楽しいものです。

幼児期のこども館、児童期の小学校、青春前期の中学校、それぞれ大切な節目の時期を担い活動、学習する施設です。施設の運営で苦労するのは大人の社会、子どもたちにとって、どの施設も楽しく過ごせる環境をつくってあげたい。これは、大人の重要な役割でしょう。

とても華やかで作業効率のよい活動的な六月でした。

議会広報編集特別委員会（東）